

学校環境衛生基準(定期検査)

	検査内容	検査時期	基準
① 教室等の環境	(1)換気(二酸化炭素)	年2回	・1,500ppm以下であることが望ましい。
	(2)温度	年2回	・10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3)一酸化炭素	年2回	・10ppm以下であること。
	(4)揮発性有機化合物	年1回	・ホルムアルデヒド 100 μg/m ³ 以下であること。
			・トルエン 260 μg/m ³ 以下であること
			・キシレン 870 μg/m ³ 以下であること。
			・パラジクロロベンゼン 240 μg/m ³ 以下であること。
			・エチルベンゼン 3800 μg/m ³ 以下であること。
・スチレン 220 μg/m ³ 以下であること。			
(5)ダニ又はダニアレルゲン	年1回	・100匹/m ² 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	
(6)照度	年2回	・教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx(ルクス)とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx 以上であることが望ましい。	
(7)まぶしさ	年2回	・児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源(昼光の場合は窓)がないこと。 ・見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。	
(8)騒音レベル	年2回	・教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq50dB(デシベル)以下、窓を開けているときはLAeq55dB 以下であることが望ましい。	
② 飲用水等の水質及び施設・設備	(1)飲用水の水質	年1回	・水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。 ・遊離残留塩素が0.1mg/l以上保持されていること。
	(2)施設・設備	年1回	・給水源の種類調査 ・配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 ・故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 ・貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。
③ 学校の清潔及びネズミ・衛生害虫等	(1)学校の清潔(掃除、排水の施設・設備)	大掃除:年3回 その他:年1回	・大掃除の定期実施がなされていること。 ・排水溝に泥や砂等が堆積していないこと。 ・汚染槽、雑排水槽等の施設・設備が故障等がなく適切に機能していること。
	(2)ネズミ、衛生害虫等	年1回	・校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。
	(3)教室等の備品の管理(机・いすの高さ、黒板面の色彩)	年1回	・児童生徒の身体に適合した机、イスが使用されていること。 ・無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 ・有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。
④ 水泳プールの管理	(1)遊離残留塩素、PH値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度	使用期間中30日以内に1回	・遊離残留塩素 0.4mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましい。
			・PH値 5.8 以上8.6 以下であること。
			・大腸菌 検出されないこと。
			・一般細菌 1ml中200 コロニー以下であること。
			・有機物等 過マンガン酸カリウム消費量として12mg/l以下であること。
・濁度 2度以下であること。			
(2)総トリハロメタン	使用期間中に1回	・0.2mg/l以下であることが望ましい。	
(3)プール本体の衛生状況等	年1回	・プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。	
(4)浄化設備等の管理状況	年1回	・設備ごとの管理が確実にされていること。	

※下線を引いている検査については、教育委員会各担当課で予算化し、業者等に検査を委託しています。

学校環境衛生基準(日常点検)

	検査内容	検査時期	基準
① 教室等の環境	(1)換気	毎授業日	・外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 ・換気が適切に行われていること。
	(2)温度	毎授業日	・10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3)明るさとまぶしさ	毎授業日	・黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 ・黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなく、黒板面に光るような箇所がないこと。
	(4)騒音	毎授業日	・学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
② 飲用水等の水質及び施設・設備	(1)飲用水の水質	毎日	・給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/ℓ以上保持されていること。 ・給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 ・冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	(2)施設・設備(水のみ・洗口、手洗い場、足洗い場)	毎日	・水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 ・配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。
③ 学校の清潔及びネズミ・衛生害虫等	(1)学校の清潔(掃除、排水の施設・設備)	毎日	・教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 ・運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 ・便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 ・排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 ・飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 ・ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
	(2)ネズミ、衛生害虫等	毎日	・校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。
④ 水泳プールの管理	(1)プール水等	毎日(プール実施期間中、○～○月)	・水中に危険物や異常なものがないこと。 ・遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/ℓ以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/ℓ以下が望ましい。 ・pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 ・透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	(2)附属施設・設備等	毎日(プール実施期間中、○～○月)	・プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。